

癸未還到海部郡片村行宮、甲申到和泉國日根郡深日行宮、于時西方暗暝、異常風雨。紀伊國守小野朝臣小贊從此而還、詔賜絰三十疋、綿二百屯。乙酉到同郡新治行宮、丙戌到河內國丹比郡、丁亥到弓削行宮、賜五位已上御衣、戊子幸弓削寺禮佛、奏唐高麗樂於庭。刑部卿從三位百濟王敬福等亦奏本國饌、閏十月辛卯、詔河內和泉今年之調、皆從原免。其河內國大縣若江二郡、和泉國三郡田租亦免、又行宮側近高年七十已上者賜物、犯死罪已下皆赦除、十惡及盜不在赦限、又郡司供奉人等賜爵并物有差、授守正五位下石上朝臣息嗣正五位上、介正六位上石川朝臣望足從五位下、和泉守從五位下、紀朝臣鯖麻呂從五位上、兩國軍毅四人各進一階、是日還到因幡宮、丁酉騎兵一等賜爵人二級、八十七人一級、其獻物人等賜綿有差。

〔續日本後紀七  
仁明〕承和五年七月丙寅、天皇幸葛野川觀魚、賜扈從五位已上祿有差。

〔古今著聞集十四  
遊覽〕亭子院○宇御時、昌泰元年九月十一日、大井河に行幸ありて、紀貫之和歌の假字序かけり、

あはれ我君の御代、なが月の九日ときのふいひて、残れる菊みたまはん、又暮ぬべき秋ををしみたまはんとて、月の桂のこなた、春の梅津より御船よそひて、渡し守を召て、夕月夜をぐらの山のほどり、行水のおほ井の河邊に行幸したまへば、久方の空にはたなびける雲もなく、みゆきをまち、流るゝ水は、底に濁れるぢりなくて、おほん心にぞかなへるとみことのりして仰せたまふことは、秋の水にうかびては流るゝ木の葉とあやまたれ、秋の山を見ればおる人なき錦とおもほえ、もみぢの葉の嵐にちりて曇らぬ雨ときこえ、菊の花の岸に殘れるを空なる星と驚き、霜の鶴河邊に立て雲のをるかと疑はれ、夕の猿山の峠になきて人の泪を落し、旅の雁雲路にまどひて玉づさと見え、遊ぶかもめ水に住て人になれたり、入江の松幾代へねらんといふ事をぞよませ